

マイナ保険証への移行について



令和6年12月2日より、現行の保険証の発行が終了し、マイナ保険証（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。お手元にある保険証は、令和6年12月2日以降につきましても、券面事項（氏名、住所、一部負担金割合等）に変更がなければ、保険証に記載の有効期限（令和7年7月31日）までお使いいただけます。

保険証の有効期限が切れた後について

→マイナ保険証をお持ちの方

マイナ保険証をご利用ください。なお、マイナ保険証をお持ちの方には、保険証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、ご自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」を送付します（申請不要）。

→マイナ保険証をお持ちでない方

マイナ保険証をお持ちでない方には、保険証の有効期限（令和7年7月31日）を迎える前に、従来の保険証に代わる「資格確認書」を送付します（申請不要）。現在の保険証と同様に医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、医療を受けることができます。

マイナンバーカードを保険証として登録する方法

マイナンバーカードを保険証として登録するには、3つの方法があります。登録には4ケタの暗証番号が必要です。

①医療機関・薬局の受付
（カードリーダー）で行う



②「マイナポータル」から行う



③セブン銀行 ATM から行う



マイナンバーカードの限度額認定証利用について

マイナ保険証は限度額認定証としてもお使いいただけます。正しい限度額を適用させるためには、収入のない方も含め世帯全員の税の申告が必要ですのでご注意ください。

※国民健康保険の加入・喪失は、マイナ保険証をお使いの方も手続きが必要です。

職場の健康保険に切り替わった場合は、必ず市役所で国民健康保険の喪失手続きをしてください。

	年	令和6年					令和7年												令和8年							
	月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
現在発行されている被保険者証の有効期限	現在発行されている被保険者証は、令和6年8月1日～令和7年7月31日まで													令和7年8月1日以降有効な被保険者証は発行されません												
被保険者証の交付 (令和6年12月2日以降は交付不可)	転居・紛失等の再交付可能					令和6年12月2日以降は被保険者証は交付されません																				
マイナ保険証を持っている方 (マイナンバーカードと被保険者証を紐づけている方)	マイナ保険証により医療機関等の受診が可能です																									
マイナ保険証を持っていない方 (マイナンバーカードと被保険者証を紐づけていない方)	令和7年7月31日までは、現在発行されている被保険者証で医療機関を受診できます													被保険者証の代わりに「資格確認書」が送付されます(「資格確認書」により医療機関等の受診が可能です)												

問 国民健康保険証のこと 保険年金課 国保係 ☎ (21) 2 1 3 1
後期高齢者医療保険証のこと 保険年金課 医療給付係 ☎ (21) 2 1 3 7

栃木市・渡良瀬バルーンレース2024 ～ 渡良瀬遊水地の空に、色とりどりの花が咲く～

12月13日(金)～15日(日)

13～14日は6時50分と14時30分、15日は6時50分のみ

熱気球のトップパイロットたちが、最大5回の競技フライトを行い、腕を競います。他に熱気球係留体験（事前申込制・有料）、夜空に輝く幻想的なバルーンと音楽の競演「バルーンイリュージョン（14日（土）18時～18時30分）」などを開催する予定です。

場所 藤岡渡良瀬運動公園（藤岡町藤岡）

問 渡良瀬バルーンレース実行委員会（観光振興課内）☎ (21) 2 3 7 4



マイナンバーカードの暗証番号が分からない場合は…

マイナンバーカードの暗証番号が分からなくなってしまった場合や暗証番号の入力を間違えてロックされてしまった場合は、市民生活課または各総合支所地域づくり推進課で暗証番号の再設定（初期化）をする必要があります。

※署名用電子証明書（英数字6桁以上）は5回、利用者証明用電子証明書（数字4桁）は3回、入力を誤るとロックがかかります。

手続きの際にお持ちいただくもの

本人の場合 ・マイナンバーカード

法定代理人の場合

- ・本人のマイナンバーカードおよび医療受給者証等
- ・法定代理人のマイナンバーカードおよび運転免許証等
- ・代理権の確認書類

→本人が15歳未満の場合 戸籍謄本（本籍が栃木市にある方は不要。また、住民票で法定代理人であると確認できる場合は不要）

→本人が成年被後見人の場合 成年後見登記事項証明書

任意代理人の場合

申請受付後、本人あてに文書による照会をした後に手続きを行います。文書照会の前と後の合計2回、任意代理人が窓口に来庁していただき、手続きを行います。申請当日に手続きが完了しませんのでご注意ください。

→1回目（申請時）に必要なもの

- ・本人のマイナンバーカード
- ・任意代理人の本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証等）

→2回目（照会書兼回答書を持ってくる時）に必要なもの

本人あてに送付した書類に記載してありますので、ご確認ください。

詳細は市 HP を確認してください▶

問 市民生活課 ☎ (21) 2126

